

商がある。土輪塔の空輪と火輪を取り、部落民及靈神と
よび崇めている。おそらく祖人の墓碑をまつたものであ
ろう。

（住所　佐伯市不堅田宮津河内）

（第一資料） 大嶋御番所修復出銀増剰

一五九六分

是は指引残□銀御出不反

羽出浦

研究

大嶋御番所修復

及

小引鷲網運上銀上納等について

一 源村邦出由に有る庄屋文書——(七)

賛助金員 安部弘古衛門

鶴見町大嶋は鶴見半島の東南端にあり、当時の佐伯湾
防備に且無ニの要地であるので、佐伯藩及ここに御番所
を置き、他の保戸嶋、小浦、蒲江各御番所と共に、領内
治安の要衝としていたことは当然である。然るに享保十九年、
大嶋御番所を修復の際、その経費と佐伯湾及小浦
沿住民の負担によつて支弁してある様である。(ヘソア莫
祖)は修復費の金額が、又ほ一部であつたかは不明である。

左記文書は、その修復費の不足分を小浦方に割賦し、
追加出銀方を小浦の方に庄屋に通知したものとの様である。文
中、右小船の、他に使ひ道もなき坐喰板を便所の座根の
上葺けし左いからと、供出の世話を頼んでいる。藩の金
庫も貯しかつたのであるうが、尚書中の大嶋久次郎は大
嶋の庄屋ではないかと思われる。

(註) 文中「中浦」とあるは現今之鶴見町一町、「上浦」とあるは

現今之上浦町から西上浦及代後海崎など、「嶋」地と云及

今大入島一町と称えていた。

右旨當嶋御番所修復之義、今拾四日辰取掛繕申候、何
分古之追剰銀不足仕候故萬諸道具幸買立難成候而半成
就可仕候間相仕候上目録等差上可申候 古者而之追
剰銀其浦々御取立中浦上浦三分所寄集致成此方へ御差
越可被下候 中浦八日野浦庄屋殿方へ、嶋之地八日向
泊庄屋殿方へ、上浦八代後庄屋殿方へ、右三分所大
嶋所集め御取立可被下候

一、其浦々古小船、むしくハ板釘乍まく、すいたにモ不
成振成ル船御座候ハ、有無御申越可被下候前以申
入候通 雪古んの上ふきに仕度く更合少々之銀出し
賣分ニ仕度願存候 尤其状留モお返し可被下候

(享保十九年)
寅四月廿二日

大嶋

久 次 郎

右浦々

御

庄 屋

中 蔵

(第二資料)

一銀拾七枚六分

古者大嶋御番所置之表代此方ノ賣下一達はし中候代銀
之内ニ而五枚六分(註)引被候儀杯之様字ニ而御座候故加
此御座候

寅 四月廿三日

残子

武文四分

内 六箇半 中越分

羽 出 浦

一人足米

玄斗四合

皮丸合六勺代銀三引

健

羽出浦分

渡し支金三郎

四合引

羽出浦分

中越浦庄屋

羽出浦

柳候

吉首寅四月廿三日ニ拝相済申候

使金三郎

中越浦 諸右衛門殿

(第三資料)

鰯網 壱拾

一銀

六百五拾目

千加七拾五俵

御割符前

庄

三郎

此代銀六百零拾壹枚八分五厘
残四拾八枚零分五厘滞

五年御運上二引

鰯網 壱拾

六百目

千賀七八拾壹俵

御割符前

七郎右衛門

千加八拾壹俵

上級

此代銀五百九拾壹枚五分三厘
残四百四分七厘滯

次の記録によつて、浦前の各網持方が、毎年運上銀を上納していいた状況の一例が窺い知られる。
 鮎小引網一帖の運上銀が、年額銀六百五十目から七百目と、初めて記載した時にはさまで感じなかつたが、これを物語に代えて、煮干鮎八十俵内外を上納して、尚若干の不足で立つたと知り、この運上が相当過重であつたことを感じる。へ小引口網と小駄網の運上銀は小額であるが、網がある、魚獲がありないものである。

元來煮干鮎一俵の重量及、江戸時代から明治時代に至るまで、正味十六貫へ六十挺)へと定まつていた。これを八十俵といふことになると、總重量千式百八十貫へ四、八、九となり、これで船で運ぶには長さ五尋三尺へ全米の大漁船三隻を要する大量のものであり、これを當時の水に換算すれば、銀六百五拾目にて一石を一兩と見て、約十石八斗に当り、四斗入りの米二十八俵となる。

この外の運上銀、冥加銀なども過重であつたので、運上銀滞納の外に、弁借米表代又は弁借銀の返納も納期に

後れで、屢々叱責を受けた様である。後に記す寅四月朔日付の覚書では、可なり厳しく叱りを受けている。
 楽しごととして主催が二万石のト講とすれば、經濟は苦しく、如何に仁政を行わんとしても、意の如く実施し得ないことも度々あつたかと思われる。
 支配は各網持に封する、一ヶ月分の運上銀を收納する実態である。

同
一銀

壹拾

千加八拾八俵

御割符前

次權

左衛門

門

千加八拾八俵

古

上

納

此代銀七百五拾或及六分
內六百五拾目五年網御運上二引
差引百或及六分

小引 網□壹帖
一銀 戈百目
千加 戈拾五俵 御割符前
古代相濟 深清 左衛 七門
吉 兵 衛
一八文 七拾文四分
古者去五五年網御運上銀不足 網四帖分割賦仕候
寅 四月六日
以上

一四月朔日二書付以被二仰付二候御儀
宣

浦々諸上故滞銀之數去五、十月、十二月迄御割上納申付
置候延、極月二至右月割之內上納相滯候二付其節御吟味
被二仰付二候八、當三月中迄二御差延被二候八以請貢
之分急歲上納可仕候御慈悲之上顧之通被二仰付被二候
採二相願體成申分二付願之通被二仰付二當春二至御浦
奉行吟味催促申候得共上納并明不申涙
米拾四貫目余相滯候故猶又上納時日吟味申候依此上
之御慈悲二宋七月迄御差延被二候相願體起相胡候年々
御用捨御教等被二仰付去夏上御慈悲之願之通被二仰付
置候延上納相滯其上未少七月迄御差延被二候採相願候
段我終成申分不届之至二候御將節稱御餘約零上二
御不自由被二候上方向御借用以漸々御取續御家中
御扶持等之何乞及承認之義二候八少々二而少上納
御指從難成儀二候得共當二月令完月迄御事上無之
其上去年以來之年并旁以某年五月中迄御差延被二候開
右割符納殘分五日止九月迄二少々無端上納可申候
若相滯浦等有之八庄慶地目付御持頭百姓共嚴教御吟味二
可及候問此旨小百姓末肯追申明請書証文可差出候

合 戈百目拾五俵 御割符前
干寶 右干寶代
一千寶 戈百 拾五俵 御割符前
一千寶或百目拾五俵
一千寶或百目三十九分
一千七百七拾日三分九分 滯

左衛門

錢銀割符覺
鵝網壹帖御運上銀不足分 庄三部
一式拾七文或分
一式拾七文或分
右同斷
鵝網壹帖御運上不足分 吉 兵 衛
一八文
古同斷
梁左衛門
以上

一四月朔日二書付以被二仰付二候御儀
宣

浦々諸上故滞銀之數去五、十月、十二月迄御割上納申付
置候延、極月二至右月割之內上納相滯候二付其節御吟味
被二仰付二候八、當三月中迄二御差延被二候八以請貢
之分急歲上納可仕候御慈悲之上顧之通被二仰付被二候
採二相願體成申分二付願之通被二仰付二當春二至御浦
奉行吟味催促申候得共上納并明不申涙
米拾四貫目余相滯候故猶又上納時日吟味申候依此上
之御慈悲二宋七月迄御差延被二候相願體起相胡候年々
御用捨御教等被二仰付去夏上御慈悲之願之通被二仰付
置候延上納相滯其上未少七月迄御差延被二候採相願候
段我終成申分不届之至二候御將節稱御餘約零上二
御不自由被二候上方向御借用以漸々御取續御家中
御扶持等之何乞及承認之義二候八少々二而少上納
御指從難成儀二候得共當二月令完月迄御事上無之
其上去年以來之年并旁以某年五月中迄御差延被二候開
右割符納殘分五日止九月迄二少々無端上納可申候
若相滯浦等有之八庄慶地目付御持頭百姓共嚴教御吟味二
可及候問此旨小百姓末肯追申明請書証文可差出候

寅 四月朔日

正寧保十九年

一鯉一本
一同一本新四郎
吉士郎一鯉十六本
一同一本菊五郎買受分
曾八

一四月八日二被 仰付候趣御貸銀五年賦返上之處 當

一銀 逐上銀左之通
式外六分差重皮 四分三厘
四分三厘
四分三厘
四分三厘
四分三厘

羽 出 浦

四月中返上
五月中返上
六月中返上
七月中返上
八月中返上
九月中返上× 八本
一同一本友助買取分
市一鯉一本
一同一本

良吉 藏吉

一鯉二本
一同三本
一四七本
一同一本
一同一本吉并太
三藏松
吉松一同一本
一同一本

利去太郎

四分三厘
四分三厘
四分三厘
四分三厘

羽 出 浦

四月中返上
五月中返上
六月中返上
七月中返上
八月中返上
九月中返上一四二本
一十七本
刀 沢賣付分萬直刀
刀一同一本
一七本

利去太郎

古の者共七月廿九日夕闇七月立日迄鯉買取盡切仕置の
更改場所ノ御差ニ付御吟味之上相分申証無御座ト可奉
恐入候兼而小魚之義ハ度々御役筋ノ取扱發問數候様故
仰付候延此段心得違仕重々奉恐入候何卒格別之御慈
悲之上ヲ以御内濟被仰付被下候ハ難有仕合奉存候
此後在被仰付通ト當人ニ不抱当浦之セノ共聊心得違異

こ北は漁前の中買人が御法度を犯して漁夫の釣つた「
ぶり」を賣り集めて、密かに塩切りにしていたのが暴露
して大事になり、村役人始め五人組及本人まで連署して
諸魚改所定に差出した葉履書であるが、其後また一ヶ月
後にも御法度違反でもあつたものが、僅か鯉百四十を、
諸魚改場にて持参して売り渡したという覚書と、村役人一
回連印で、御蒲奉行宛てに差出している。

これ等を見れば、そ入時代の漁民生活力有様が窺い知
られ又、去る昭和二十年頃の大戦中に、短期間の物資統
制にさえ苦悩を感じたのであつたが、封東政治幾百年か
続いた下での、庶民生活の苦しさ如何ぞあつかと今
更のように思いやらざるのである。

嘉永七年閏七月八日

羽出浦庄屋

重右衛門

吉

門

頭百姓

地目付

當人

刀

諸友

右衛門

龍

助

松

(第四資料)

一鯉一本

一札之事

善宇

吉吉

諸魚改場所（家）

資料と研究

(註) この覚書には進上記載文字もなく、且つ実名も柳浦奉

行でなく諸魚改場所になつてゐる。察するに文面は或るよう
に、内々で内省にして貢うよう、先ず諸魚改場所に内々
據え消しと覆みこんだものであらう。

佐伯・國水田独歩 (六)

私立鶴谷学館

覺

一編

四十

一 同

四十

一 同

二十

百四十

古ハ當浦中吟味仕候處書面之画御座候此段御漸申上候

以上

但諸魚改場へ持來

壳被候

役人中印

江藤源助殿

兩人ノ差出

(以上)

筆者住所：南海郡鷺見町羽柴浦

宇田町水ガ谷を訪うて

（羽柴幹事）

十月四日

秋雨蕭々として物寂し。

去る十月十四日、水が谷焼きたすれて大分合司の大友乾音と同長格にて、數名の士
との共は西台の車で出かけた。且て辯峯國慶翁の古文書が出て、矢野貞馬氏が映
く案附して下さつた。(金称は左し分にあり、収蔵によって墨字で僕の左道具や焼
物の破片など多數が出土した。しかし明治政時代のものでなく、明治二十年ころ三重町
浜の授業で、筆の墨から鉛筆等を入れて焼いてあることさづかんだ。又いわゆる水が
谷焼も数点華見した。

梓山が矢野貞馬の度光から東南は高く仰がれ、十石ばかりの農家とあります。大
丈夫な所、古の交際路としての歴史を秘めて至極尚勢がであつた。

十月五日

雨降ること蕭々たり。

昨日より始めて授業す。

「跋がれるの記」の一節を掲げます。

明治二十六年十月二日

午後三時鶴谷学館に行き幹事諸氏と學課の事に就
き相談する所なり。

（註）九月三十日正午佐泊入りとて左御歩兄弟、午後
午後三時鶴谷学館に行き幹事諸氏と學課の事に就
き相談する所なり。

十月一日 鶴谷学館經營主任中根林泉、幹事諸氏と學課の事に就

き相談する所なり。

十月二日 午前中 鶴谷学館經營主任中根林泉訪問。

（註）中根林泉は鶴谷学館長坂本永年と一緒に、鶴谷
学館設立者毛利高英子幹事諸氏と學課の事に就
き相談する所なり。

（註）中後鶴谷学館へ。そして幹事一日置泉等と

話し合いました。

会員 山本 保

保